



山形県公報

令和5年11月17日(金)
第455号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……1171
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(最上総合支庁農村計画課) ……1172
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……1173
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……1174

告 示

山形県告示第806号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市大字長谷堂地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和5年11月10日から令和6年3月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量(水準点測量)

山形県告示第807号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢平野土地改良区理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
東置賜郡高畠町大字蛇口
- 2 公共測量を実施する期間
令和5年11月13日から同年12月27日まで
- 3 作業の種類
公共測量(基準点測量)

山形県告示第808号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営白須賀地区土地改良事業（区画整理（農業競争力強化農地整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営白須賀地区土地改良事業（区画整理（農業競争力強化農地整備事業））変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
大蔵村役場
- 縦覧に供する期間
令和5年11月20日から同年12月19日まで
- その他
 - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営白須賀地区土地改良事業（用排水施設（農業競争力強化農地整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営白須賀地区土地改良事業（用排水施設（農業競争力強化農地整備事業））変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
大蔵村役場
- 縦覧に供する期間
令和5年11月20日から同年12月19日まで
- その他
 - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和5年11月17日から同年12月1日まで縦覧に供する。

令和5年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 白滝宮宿線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字太郎字京沢1460番4から
同 石田沢1520番4まで
- 3 供用開始の期日 令和5年11月19日

山形県告示第811号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延沢－5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
朧気－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

山形県告示第812号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延沢－5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
朧気－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

山形県告示第813号

次の開発行為は、完了した。

令和5年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和5年9月13日 指令村総建第208号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東村山郡山辺町大字大塚字大塚61番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山形市五十鈴一丁目7番42号 クロジェットB 105号
渡邊 晃平、渡邊 美雪

山形県告示第814号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年11月17日

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

〃	上山支店	上山市十日町2番4号	〃	〃
〃	楯岡支店	村山市楯岡五日町5番10号	〃	〃

を

〃	上山支店	上山市十日町2番4号	〃	〃
---	------	------------	---	---

に、

〃	イオンモー ル天童支店	〃	〃	〃
---	----------------	---	---	---

を

〃	イオンモー ル天童支店	〃	〃	〃
〃	楯岡支店	東根市さくらんぼ駅前 二丁目17番19号	〃	〃

に改める。

別表第5中

〃	文園町6番5号	を	〃	千石町3番37号	に、	〃	相生町一丁目3 番19号	を
---	---------	---	---	----------	----	---	-----------------	---

〃		に改める。
---	--	-------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中

〃	文園町6番5号	を
---	---------	---

〃

〃	千石町3番37号
---	----------

に改める部分は令和5年11月20日から、別表第4の改正規定は同年12月4日から施行する。